

議 案 第 59 号

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、国民健康保険料に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、愛媛地方税滞納整理機構規約を次のとおり変更する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約（平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「並びに森林環境税」を「、森林環境税」に改め、「されている森林環境税」の次に「並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料」を加える。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

提案理由

国民健康保険料に係る滞納処分等を行うための愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務及び規約の変更に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるため、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 （省 略）

第 286 条の 2 ～ 第 289 条 （省 略）

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。